

2024

青山学院大学

外国人留学生ハンドブック



留学生の皆さんへ

本学へのご入学、おめでとうございます。

このハンドブックは、本学の留学生がより快適な学校生活を送ることができるよう、留学生向けの情報をまとめたものです。皆さんの学校生活の一助となれば幸いです。

学校生活を送るうえで、分からないことや心配なことがあれば、所属キャンパスの国際センターへ来室してください。国際センターは、母国を離れ、日本の大学で学ぶ皆さんをできる限り支援し、応援しています。

国際センター

青山 キャン パス	<p>場 所： 17号館2階 窓 口： 月～金 9：00～11：30／12：30～17：00 土 9：00～11：30（原則、月～金に来室、連絡をしてください。） ※担当者不在の場合があるため、事前の予約をお勧めします。</p> <p>住 所： 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25 電 話： 03-3409-8462（直通） FAX： 03-3409-7923 メール： international@aoyamagakuin.jp</p>
相模原 キャン パス	<p>場 所： B棟1階（スチューデントセンター） 窓 口： 月～金 9：00～11：30／12：30～17：00 土 9：00～11：30（原則、月～金に来室、連絡をしてください。） ※担当者不在の場合があるため、事前の予約をお勧めします。</p> <p>住 所： 〒252-5258 神奈川県相模原市中央区淵野辺 5-10-1 電 話： 042-759-6034（直通） FAX： 042-759-6035 メール： agu_iec_sc@aoyamagakuin.jp</p>

※長期休業期間(夏期休業期間/冬期休業期間)中については、所属キャンパスによって開室日が異なります。長期休業期間中に来室が必要な場合には、事前に担当者へ開室日・開室時間の確認をしてください。

大学ウェブサイト（国際交流・留学）

<https://www.aoyama.ac.jp/international/>

※このガイドブックに記載された内容は、2023年12月時点のものです。変更になる場合がありますのでご了承ください。

目次

1. 留学生サポート体制.....	4
A) 国際センター.....	4
B) 外国人留学生指導教員（アドバイザー）・指導員（チューター）制度.....	6
C) チャットルーム.....	7
2. 在留関係諸手続きについて.....	8
A) 在留カードについて.....	8
B) 在留カードの返納について.....	9
C) 在留期間更新許可申請.....	9
D) 在留資格変更許可申請（在留資格「留学」への変更）.....	10
E) 在留資格認定証明書交付申請（「留学ビザ」の取得）.....	10
F) 資格外活動許可申請.....	11
G) みなし再入国許可.....	13
H) 在留資格取消制度.....	13
I) 入学・卒業にともなう諸手続き.....	13
3. 出入国在留管理庁.....	14
A) 外国人在留総合インフォメーションセンター.....	14
B) ワンストップ型相談センター.....	14
C) 外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）.....	15
D) 地方出入国在留管理局の所在地.....	15
4. 国際交流年間行事について.....	17
A) 外国人留学生 文化交流活動.....	17
B) 文化研修など.....	17
5. 学業について.....	17
A) 履修登録.....	18
B) 試験.....	18
C) レポート.....	19
D) 学業成績.....	19
E) レポート・論文執筆の支援相談（アカデミックライティングセンター）.....	21
F) 学修支援の相談（障がい学生支援センター）.....	21
6. 休学・復学・退学について.....	21
7. 学生生活について.....	21
A) 学生ポータル.....	21
B) 学費の納付.....	22
C) 奨学金制度.....	23
D) 兵役休学者学費免除制度.....	24
8. 住居について.....	25
A) 民間の賃貸物件（マンション／アパート）.....	26
B) 大学の宿舎について.....	27

C)	外部団体の宿舎について.....	27
9.	医療・健康について.....	28
A)	国民健康保険制度.....	28
B)	外国語の通じる病院の紹介サービス.....	29
C)	救急車・消防車を呼ぶ.....	29
D)	夜間・休日の救急医療サービス.....	29
E)	各種保険について.....	30
10.	悩みの相談窓口.....	30
A)	学生相談センター（学内）.....	30
B)	東京都若者総合相談センター（若ナビ A）.....	31
C)	外国語による外国人相談窓口.....	31
D)	日本アイラック サポートセンター.....	31
11.	日本での就職活動について.....	32
A)	就職活動スケジュールについて.....	32
B)	留学生の就職支援.....	33
C)	就職活動を継続するための在留手続について.....	33
12.	大学からの伝達について.....	34
A)	掲示・公示.....	34
B)	緊急時の伝達手段.....	34
C)	交通機関の運休による授業の取扱いについて.....	34
13.	災害時、緊急時の対応について.....	35
A)	地震災害について.....	35
B)	盗難や遺失について.....	36
14.	各問合せ先一覧.....	37

1. 留学生サポート体制

A) 国際センター

(1) 国際センターとは

本学には、学位取得のために在籍している国費・私費外国人留学生、海外協定校からの受入交換留学生等が学んでいます。国際センターでは留学生の皆さんが快適な学生生活を送ることができるよう支援をしています。また、日本以外の国への短期（語学研修・インターン）・長期（交換留学）の海外体験もサポートしています。

学生生活で分からないことや困ったことがあれば、一人で悩まずに、国際センターに相談してください。なお、留学生への伝達事項や行事のお知らせ等は、国際センター掲示板や学生ポータル、Eメールなどでお知らせしていますので、毎日確認することを習慣としてください。

(2) 授業への出席確認について

在留資格「留学」は、本学での就学を目的に与えられた資格であり、長期間授業を欠席している場合、大学から文部科学省へ報告をしなくてはなりません。授業へ出席をした際には、国際センター内に設置している IC カードリーダーへ学生証のタッチをお願いします。国際センターとしては、皆さんと顔の見える形で学生生活を支援していきたいと考えているため、何か不安や心配事がある場合には出席確認等の際に気軽に相談してください。出席確認のみで国際センター来室の場合は事前予約不要です。

【注意点】

- 学生証を忘れないよう、常に携帯してください。
- あくまで授業に出席していることを前提に【2週間に1回/毎月15日までに1回】カードリーダーへ学生証を読み込ませてください。
- 毎月15日までに出席の確認が出来ない場合、国際センターから連絡をします。
- 大学院生の方で対面授業が5限以降にしか無い場合や、論文指導や授業がオンラインのみで来校しない期間が続き、2週間に1回のカードリーダータッチが困難な場合は個別に検討しますので、国際センターに事前に来室またはメールで相談してください。
- 国際センターの開室時間内（p.1参照）に来室をしてください。
- 時間帯によっては、混雑が予想されるため、以下の通り優先日を設けますので協力をお願いします。月曜：1年生、火曜：2年生、木曜：3年生、金曜：4年生
（この曜日でしか出席確認ができないわけではないため、授業の履修状況に応じて調整してください）
- 病気などの理由により、2週間に渡り授業に出られない場合には、理由とともに必ず国際センターへ連絡をしてください。
- 月末まで一度も出欠が確認できなかった方は、文部科学省へ長期欠席者として届け出ます。その後の在留手続き（更新や変更など）の際に不利益となる可能性がありますので、十分注意してください。

(3) 国際センターへの登録等について

国際センターでは、適正に留学生のサポートができるよう、留学生全員に対し、毎年年度始めに以下の情報登録を義務付けています。




- ①「外国人留学生登録フォーム」各種連絡先、パスポート等の確認を行います。
- ②「在留カードの読み取り」在留期限や番号等の正確な把握のため、国際センター設置の専用機器で在留カードの読み取りを行います。

「外国人留学生登録フォーム」の URL や在留カード読み取り指定期間等の詳細は毎年 3 月頃、留学生全員に学生ポータルにてお知らせします。

この義務を守らない場合や国際センターへの報告事項を怠った場合には、各種証明書の発行依頼や在留期間更新許可申請必要書類の申込、奨学金の申請、国際センター主催の各種イベントへの参加申込を受け付けることはできません。

(4) 国際センターへの報告事項について

以下のことが発生した場合は、所属キャンパスの国際センターへ知らせてください。

<p>在留期間の更新 在留資格の変更</p>	<p>在留期間の更新や在留資格の変更を行った場合は、必ず国際センターへ報告してください。在留期間の更新・変更について大学が一定期間以上その内容を把握できない場合、有効な在留カード情報が確認できないとして規則に基づき出入国在留管理局へ届出をします。</p> <p>※来室による報告の場合：①学生証、②パスポート、③新しい在留カードを持参 ※オンラインフォームでの報告も可能です。</p> <p>https://business.form-mailer.jp/fms/3804508a118611</p> 
<p>海外渡航（実家への帰省を含む）</p>	<p>一時帰国を含め、日本を離れる際は、事前に以下のリンクより海外渡航届を提出してください。</p> <p>https://business.form-mailer.jp/fms/6e49d21e77751 (青山キャンパス)  </p> <p>https://business.form-mailer.jp/fms/a1f5cfbd173294 (相模原キャンパス)  </p>
<p>長期間（一週間以上） 授業を欠席する</p>	<p>学務部教務課・専門職大学院教務課（青山キャンパス）、相模原事務部学務課（相模原キャンパス）へ相談のうえ、国際センターにも事前に事情を知らせてください。</p>
<p>アルバイトの開始 アルバイト先の変更</p>	<p>出入国在留管理局から確認されることがありますので、アルバイトの開始やアルバイト先の変更があった場合は、必ず以下のリンクより「資格外活動（アルバイト）内容報告フォーム」を提出して、国際センターへ届け出てください。</p> <p>https://business.form-mailer.jp/fms/0421f5dd81538</p> 

<p>メールアドレス・住所・電話番号の変更</p>	<p>① 学生ポータル (p.25 参照) にて住所・電話番号・メールアドレスを変更する。 《学生ポータルへログイン⇒〈My profile〉をクリック⇒【学生住所・保証人住所変更の画面】から変更先を入力》</p> <p>② 本人住所を変更した場合は、所属キャンパス学生生活課窓口で必ず学生証の裏面シールを受け取ってください (通学定期券購入の際に必要となります)。</p> <p>③ 住所変更の場合は役所への届け出が済んでから国際センターへ来室してください。在留カード裏面のコピーをとります。</p>
<p>送付先の変更 ※学部生のみ対象</p>	<p>《学費に関する書類の送付先を学生本人宛に変更したい場合》 学生生活部 学費・奨学金課 (青山キャンパス) / 学生生活課 (相模原キャンパス) にて『学費関係書類送付先変更届』を提出してください。 《「保護者等宛成績通知書」の送付差し止めをしたい場合》 差し止める手続きを学務部教務課 (青山キャンパス) / 相模原事務部学務課 (相模原キャンパス) にて行ってください。学生本人への送付はできません。</p>
<p>学籍の異動 (休学・復学・退学)</p>	<p>休学・復学・退学など学籍異動を予定している場合は、必ず事前^に国際センターへ相談のうえ、学務部教務課・専門職大学院教務課 (青山キャンパス) / 学務課 (相模原キャンパス) で必要な手続きを行ってください。</p>
<p>進学先・就職先決定</p>	<p>進学先・就職先が決定したら進路・就職センター (青山キャンパス) / 進路・就職課 (相模原キャンパス) へ進路届を提出 (Web Ash 上で入力) し、国際センターへも進学先、就職先を知らせてください。 ※大学は、留学生の進路について詳細を確認する義務があります。 出入国在留管理庁 HP より「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」 https://www.moj.go.jp/isa/content/001410884.pdf</p>

その他、相談したいことがありましたら、気軽に国際センターに問い合わせてください。
ZOOM 等によるオンライン相談も受け付けています。

B) 外国人留学生指導教員 (アドバイザー)・指導員 (チューター) 制度

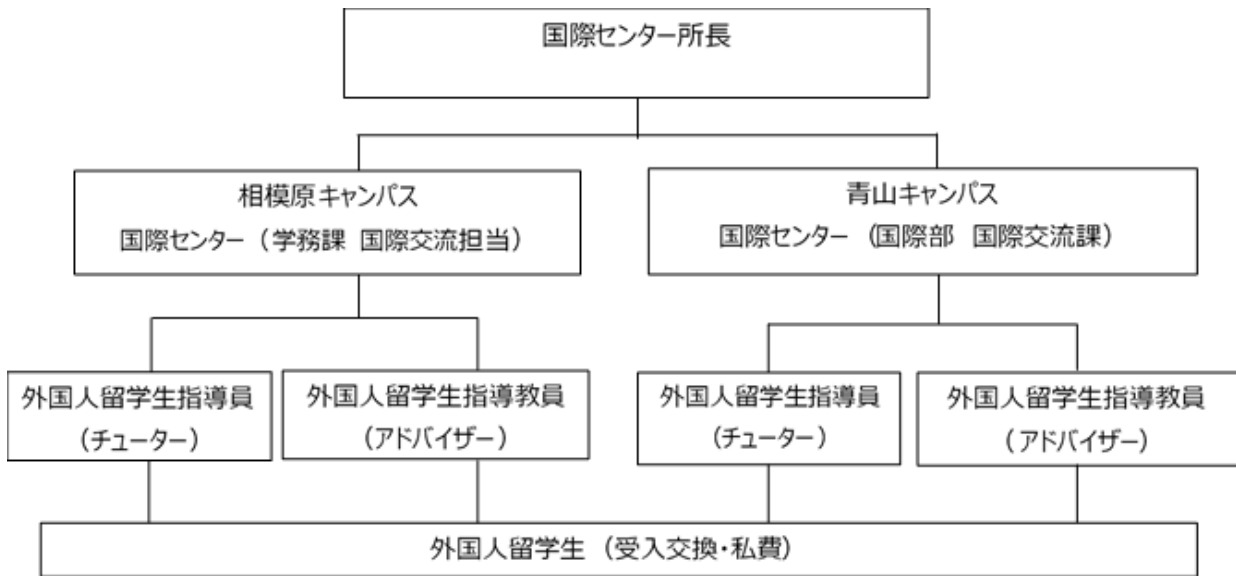
本学では、外国人留学生をサポートするため、すべての学部と、一部の研究科でアドバイザー (指導教員) を選出しています。加えて学部生については、チューター (指導員) を選出しています。

アドバイザーとは、各学部・学科 / 研究科の専任教員で、皆さんの大学生活を支援する留学生担当の指導教員です。各学部に 1~2 名 (文学部のみ各学科に 1 名)、一部の研究科に 1 名配置しており、各学部 / 研究科の文化交流活動 (懇親会) を企画したり、学業面の相談に乗ったりしてくれます。また、アドバイザーに奨学金申請の際の推薦書作成を依頼することができますが、その際は下書きを自分で作成し、時間に余裕をもって依頼しましょう。

チューターとは、留学生の大学生活を支援するボランティア学生です。新入生全員 (学部) と 2 年生以上の希望者に配置しており、留学生の学業面、生活面の支援をする役割を担っています。チューターは最

も身近な存在ですので定期的に連絡をとり、分からないことは積極的に教えてもらいましょう。また、チューターは、国際センターからの依頼で留学生に連絡することもあります。チューターからの連絡には必ず応答するようにしてください。

各学部アドバイザーの情報は、4月中旬以降に学生ポータルにて発表しますので、必ず確認し、年度末まで大切に保管してください。



C)チャットルーム

チャットルームは、青山学院大学に在籍する留学生が担当する「チャットリーダー」と、外国語（英語・中国語・韓国語等）によるコミュニケーションを通じて、楽しみながら国際交流ができる場です。チャットリーダーが中心となり、その日のトピックに沿って、最大6名のグループでセッションを行います。英語セッションはレベルを初級・中級・上級から選べます。留学生向けに、日本語セッションも開催しています。

セッションに参加する以外にも、会話を進行しながら自国の文化や習慣などを紹介する学内アルバイトとして、「チャットリーダー」に応募することができます。

セッションスケジュールの詳細は学生ポータルの予約画面で、チャットリーダーの応募に関する詳細はチャットルームのホームページで確認してください。

（青山キャンパス）7号館1階

（相模原キャンパス）F棟1階

詳細はこちら

<https://www.aoyama.ac.jp/international/activities/chatroom/top.html>

2. 在留関係諸手続きについて

日本でさまざまな活動を行う外国人の方も日本の法律を守る義務があります。特に、「出入国管理及び難民認定法」は留学生の皆さんに大いに関係のある法律です。国際センターでは、留学生の皆さんが法律の求める在留のための諸手続きが間違いなくできるよう、適宜アドバイスや指示をします。地方出入国在留管理局への申請は、各自の責任の下に行ってください。

A) 在留カードについて

日本に6か月以上在留する中長期在留者に対して、「在留カード」が交付されます。

在留カードは、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留許可に伴って交付されます。

在留カードは、常時携帯することが法律で義務付けられています。忘れないよう注意してください。

表面



表面には氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留資格などが記載されます。在留期間（満了日）と在留カードの有効期限は一致しています。

在留資格「留学」の場合、就労制限があり、「就労不可」と印字されています。

裏面

①

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

②

資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中

③

① 表面に記載された住居地から転居した場合、新しい住居地が記載されます。

転居したら **14 日以内**に市区町村役場に「居住地届出書」を提出してください。在留カードを持つ人が、今までと異なる行政地区に転居する場合、転居前の市区町村役場で「転出証明書」を入手してから、転居先の市区町村役場で転入届を提出してください。

② 資格外活動許可を受けている場合、その旨のスタンプが押されます。

③ 在留期間更新や在留資格変更中の場合、その旨のスタンプが押されます。

B) 在留カードの返納について

在留カードを所持する外国人の方は、所持する在留カードが失効したとき（中長期在留者でなくなった/在留カードの有効期間が満了した/再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったなど）、失効した日から14日以内に、法務大臣に在留カードを返納しなければなりません。

残りの在留期間にかかわらず、期日までに返納しないと罰金に処せられることがあります。

本学を卒業し母国へ戻る場合や、3ヵ月以上休学や留学で日本を離れる場合も、出国審査の際、必ず審査官に在留カードを返納してください。

返納方法：以下①～③のいずれかの方法で返納してください。

- ① 空港での出国審査の際、係官に在留カードに穴を開けてもらう
- ② 住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に直接持参する
- ③ 下記の返納先に送付して返納する（この場合は、国際センターに報告してください。）

送付による在留カード返納先

〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9階
東京出入国在留管理局おだいば分室宛



← 在留カード郵送返納
方法及び書式

※封筒の表に「在留カード返納」と表記してください。

※なるべくEMS等記録の残る郵送方法を利用してください。

※送付により返納したことを国際センターへ報告してください。

出入国在留管理庁トップページ：<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

トップページ → 各種手続 → 出入国管理及び難民認定法関係手続 → 手続きの種類から探す →

3. 在留カード・特別永住者証明書 → (7) 在留カード等の返納

C) 在留期間更新許可申請

在留期間更新許可申請とは、在留資格を有して在留する外国人が、所期の目的を達成するために、引き続き在留を認めることが適当と地方出入国在留管理局が判断した場合に、在留期間を更新してその在留の継続が可能となる手続のことです。在留期間の更新を希望する外国人は、認められている在留期間を迎える前に、在留期間の更新許可申請をしなくてはなりません。なお、留学生の場合、成績不振等が理由で、更新が認められないことがありますので、日頃から学業に力を入れてください。

申請方法、必要な書類等詳細について

在留期間満了日の3か月前から入管に申請可能で、申請には、大学が作成した書類も必要です。

※青山キャンパス：在留期間更新オリエンテーションで案内・配付します。日程は学生ポータルメッセージから確認してください。決められたスケジュール以外に個別に案内することはありません。

※相模原キャンパス：個別に対応しておりますので、在留期間満了日の3か月前を目安に相模原キャンパス国際センターまで申告してください。

尚、本学入学後、初めて更新許可申請する場合には、入学前の所属機関発行の成績証明書、出席証明書および卒業証明書が必要です。有効期間は発行日から3か月以内。入手に時間を要する場合がありますため、計画的に取得してください。

※ 資格外活動許可申請も同時に申請することができます。すでに許可があっても自動的に更新はされないため必要な場合は申請すること。申請時、以前資格外活動許可を受けている場合は、パスポートと在留カードを提示すること。在留期間更新申請時にアルバイトをしていなくても、始める可能性がある場合には同時に申請することをお勧めします。F) 資格外活動許可申請も確認してください。

※ 青山キャンパス所属学生は申請後に報告が必要です。詳細はオリエンテーションで案内します。

※ 更新が完了した場合は、(1) 新しい在留カード、(2) パスポート、(3) 学生証を持参し、速やかに国際センターへ報告をしてください。

※ オンラインフォームでの報告も可能です。

<https://business.form-mailer.jp/fms/3804508a118611>



※ 新しい在留情報を大学が確認できない状態が長く続くと、規定により出入国在留管理局への報告対象となります。報告履歴は、将来の在留資格審査に影響する可能性がありますので、十分注意してください。

D) 在留資格変更許可申請 (在留資格「留学」への変更)

在留資格の変更とは、在留資格を有する外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、従来有していた在留資格を新しい在留資格に変更するために許可を受けることをいいます。

学内外で募集している外国人留学生対象の奨学金の多くは、在留資格が「留学」であることが条件となっています。現在「留学」以外の在留資格を持ち、「留学」への変更申請を希望する方は在留資格変更許可申請を行ってください。必要書類等は国際センターで案内します。

変更後は必ず国際センターに報告してください。

※ オンラインフォームでの報告も可能です。

<https://business.form-mailer.jp/fms/3804508a118611>



E) 在留資格認定証明書交付申請 (「留学ビザ」の取得)

病気療養、母国での兵役義務、留学などによる休学などで長期間日本を離れる場合には、在留カードを返納しなければなりません。その場合、復学の際に再度「在留資格認定証明書」の申請を行い、あらためて在留資格「留学」を取得することが必要です。

国際センターで在留資格認定証明書の代理申請を行っていますので、各所属キャンパスの国際センターへ復学予定の約3~4か月前までにお問い合わせください。なお、国際センターウェブサイト(「在学生の方へ」)でも、手続きについて案内しています。ビザ取得が遅れると新学期に間に合わないことがあ

るため、早めの準備をしてください。

【大学ウェブサイト】

https://www.aoyama.ac.jp/international/from_overseas/foreigner/visa/#anchor_04



F) 資格外活動許可申請

日本に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法で定められた在留資格の範囲を超えて収入を伴う事業活動や報酬を受ける活動を行うことは禁じられています。在留資格「留学」の方がアルバイトを行う場合は、必ず事前に出入国在留管理局で「資格外活動許可申請」を行い、許可を得てから行ってください。また、アルバイトできる場所や時間は法律により制限があります（「留学生在アルバイトをする際の注意事項」参照。）

なお、アルバイトをする場合にはアルバイトが学業の妨げにならないように注意してください。アルバイトに精を出すあまり、学業がおろそかになると、成績評価が下がり、結果的に奨学金を受けられず、さらにアルバイト時間を増やし、ますます勉強する時間が無くなってしまいうという悪循環に陥りかねません。学業成績が下がると、在留手続きに影響がありますので、アルバイトはあくまで補助的収入を得るための手段にとどめてください。

1. 申請手続窓口 住居地を管轄する地方出入国在留管理官署

2. 必要書類など

① 資格外活動許可申請書（以下の URL からダウンロード可）

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>

※留学生在新規入国する場合は異なる申請書のため注意してください。

②学生証

③在留カード（提示）

④パスポート（提示）

⑤在学証明書（原本）

留学生在アルバイトをする際の注意事項【重要】

(1) 出入国在留管理局から事前に許可を得ること

アルバイトを始める前に、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を得る必要があります。許可を受けずにアルバイトをすると罰則を科せられ、強制退去処分の対象となりますので、アルバイトをする場合は、必ず事前に許可を得てください。なお、在留期間更新許可申請中や在留資格変更許可申請中は、前の資格外活動の許可が有効と扱われます。

(2) アルバイトできる場所を守ること

風俗営業または風俗関連営業が行われる場所（スナック、バー、ナイトクラブ、客の接待を伴う飲食店やパチンコ店、麻雀店等）でのアルバイトは法律で禁じられています。清掃やティッシュ配り、皿洗いなどを含め、そのような場所でのアルバイトは資格外活動許可違反に該当し、罰金、懲役、本国送還等の処分を科せられますので、絶対にしないでください。

飲食店でのアルバイトだと思っけていても、風俗営業または風俗関連営業に該当する場合があります。不安な場合は、雇用契約を結ぶ前に国際センターに相談してください。

(3) アルバイトできる時間を守ること

留学生がアルバイトできる時間は、週 28 時間まで、大学が学則で定める長期休業期間（夏期休業、冬期休業、春期休業）の場合は 1 日 8 時間、週 40 時間までです。複数のアルバイトをする場合は、労働の合計時間が週 28 時間以内でなければなりません。これ以上の長時間のアルバイトをすることは、資格外活動許可違反に該当し、罰金、懲役、本国送還等の処分を科せられますので、必ず時間の制限を守ってください。過去のオーバーワークが理由で、在留期間更新や在留資格変更が不許可になることが増えています。留学生のみなさんを雇う企業側も、留学生の雇用状況を国に報告する義務があるため、国はみなさんの労働状況を総合的に把握することができます。アルバイトは週 28 時間以内に収まるように調整するようにしてください。

【長期休暇期間の証明について】なお、アルバイト先から長期休暇期間の証明書の提出を求められることがあります。大学はそのような証明書を発行していません。学生ポータルより学事暦を印刷して提出してください。

(4) 雇用主と雇用契約を結ぶこと

トラブルを少なくするため、アルバイトの面接時などに確認した雇用条件（勤務日、勤務時間、賃金等）を書面で契約を交わしておきましょう。留学生でも日本人と同様に、労働基本法、最低賃金法などの関係法令が適用されます。

(5) 国際センターに届を提出すること

アルバイト先が決まったら、以下 URL の「資格外活動（アルバイト）内容報告フォーム」を入力してください。アルバイト先に変更が生じた場合もその都度届け出てください（出入国在留管理局の求めに応じて提出する必要があるため）。

【資格外活動（アルバイト）内容報告フォーム】

<https://business.form-mailer.jp/fms/0421f5dd81538>



(6) 大学との契約に基づいて、TA（ティーチング アシスタント）および RA（リサーチ アシスタント）、チャットルームでのチャットリーダーをする場合、在留資格「留学」で認められた活動の範囲内とみなされるため、資格外活動許可を得る必要はありません。ただし、前述の「(3) アルバイトできる時間を守ること」に記載された労働時間を守る必要があります。TA、RA、チャットリーダー以外に、学外でアルバイトをする場合は、それぞれの労働時間の合計が週 28 時間を超えないようにする必要があります。

(7) 休学中の留学生はアルバイトをすることはできません。

不明な点があれば、所属キャンパスの国際センターへ相談してください。

在留申請（C）～（F）に係る共通注意事項【重要】

注1） 案内する必要書類等以外に、出入国在留管理局から追加資料の提出を求められる場合があります。なお、追加資料提出となった場合は国際センターへ報告してください。

注2） 修正液・修正テープの使用された書類は認められません。誤って記入してしまった場合は二重線を引いてその上に押印または署名をし、横に正しい情報を記入してください。

注3) 鉛筆やFRIXION等の消せる筆記用具で記入した書類は無効です。

注4) 日本語記載でない書類には、日本語訳が必要です。申請する学生本人が別紙に翻訳しても構いません。翻訳記載書の余白には①翻訳日、②翻訳者氏名、③翻訳者の住所、④翻訳者の電話番号、⑤翻訳者の署名を明記してください。

注5) 添付する各種書類はすべてA4版でサイズを統一し、証明書は申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

G) みなし再入国許可

みなし再入国許可とは、我が国に有効な在留カードおよび旅券をもって在留する外国人が、出国の日から1年以内に再入国する場合には原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです。みなし再入国許可の有効期間は出国の日から1年間ですが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には在留期限までとなります。

みなし再入国許可により出国しようとする場合は、有効な旅券および在留カードを所持し、出国時に入国審査官に対してみなし再入国許可による出国を希望する旨の意図を表明してください。

【注意】

在留資格「留学」は日本の教育機関で勉学に励むための資格です。上記にかかわらず、本学を休学する場合には、必ず在留カードは失効させて出国してください (p.9「B) 在留カードの返納について」参照)。在留資格を保持したまま休学した場合、その後の在留手続き（更新や変更など）の際に悪い影響を与える可能性があります。

復学する際には、「在留資格認定証明書」を取得のうえ、新たにビザを申請することになります。手続きについては、復学の3~4ヵ月前までに国際センターへお問い合わせください。国際センターのウェブサイトでも手続きの流れを案内しています。

H) 在留資格取消制度

在留資格に該当する活動を行うことなく、日本に一定期間以上滞在すると在留資格が取り消されます。在留資格「留学」の外国人留学生が本学にて学修を行っていない、もしくは卒業・退学・除籍・休学になったにも関わらず、日本での滞在を続けると「在留資格取消」の対象となります。

なお、在留資格が取り消される理由が悪質な場合には、即日退去強制または日本に5年間入国ができなくなり、日本での学修再開が認められなくなりますので、これを良く理解したうえで十分注意をしてください。

I) 入学・卒業にともなう諸手続き

在留カードを持つ方で、本学入学前に、日本にある他大学、専門学校、日本語学校等に在籍していた方は、他大学や日本語学校等の卒業時に「活動機関に関する届出（離脱）」を、本学入学時に「活動機関に

関する届出（移籍）」を出入国在留管理局に届け出る必要があります。

届出には ①インターネット、②窓口を持参、③郵送 の3つの方法があります。

出入国在留管理庁 HP：

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shozokunikansuru_00001.html

3. 出入国在留管理庁

出入国在留管理庁では、在留手続に関する各種申請の受け付けや、問い合わせに対応しています。

出入国在留管理庁ホームページ：<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

A) 外国人在留総合インフォメーションセンター

出入国在留管理庁のインフォメーションセンターでは、入国手続や在留手続等に関する各種問合せに電話で応じています。英語、韓国語、中国語等でも対応していますので、不明な点は地方出入国在留管理局に行く前に確認しましょう。ホームページ：<https://www.ssw.go.jp/supportcenter/>

電話番号	備考
0570-013904	受付／平日 8:30 – 17:15
03-5796-7112（海外から、PHS、IP 電話の場合）	

B) ワンストップ型相談センター

地方公共団体の相談窓口と出入国在留管理局が連携し、外国人が日本で生活するために必要な在留手続に関する案内や、生活に関する相談などを行うため、ワンストップ型の相談センターを設置しています。外国語での対応も行っています。

名称	所在地・TEL/FAX	対応言語
外国人総合相談 支援センター	〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11 階 しんじゅく多文化共生プラザ内 TEL 03-3202-5535 FAX 03-5155-4039	中国語・英語（月～金） ポルトガル語（月・火・水） スペイン語（月・火・水） インドネシア語（火） ベトナム語（月・水） タガログ語（金） （第2第4水曜は除く）
外国人総合相談 センター埼玉	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 3 階 TEL 048-833-3296 FAX 048-833-3600	入国・在留手続相談 （月・水・金） 外国人の仕事の相談・生活の相談 英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・韓国語・タガログ語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ネパール語・ロシア語・ウクライナ語

C) 外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）

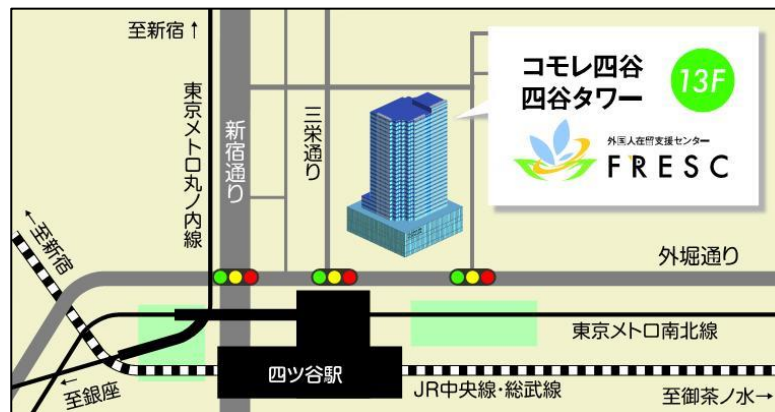
日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が集まり、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。同センター内には 8つの相談窓口があり、東京出入国在留管理局による在留相談、東京外国人雇用サービスセンターによる就職支援等を行っています。

【URL】 出入国在留管理局トップページ：<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

トップページ → 在留支援 → 外国人在留支援センター

【連絡先】 〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F

ナビダイヤル：0570-011000（一部のIP電話及び海外からは03-5363-3013）



D) 地方出入国在留管理局の所在地

在留期間更新や資格外活動許可申請などの各種申請は、自身の住居地を管轄する出入国在留管理局で行います。原則として窓口受け時間は9時～16時です（土・日・祝日を除く）。

東京出入国在留管理局

住所：東京都港区港南5-5-30

TEL: 0570-034259

(IP・海外から：03-5796-7234)

管轄：東京都、

神奈川県（横浜支局が管轄）、

埼玉、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、

山梨県、長野県、新潟県

アクセス：

① JR品川駅港南口から都バス

『品川埠頭（循環）』又は『東京入管出入国在留管理局前（折返し）』で「東京出入国在留管理局前」下車

② 東京モノレール「天王洲アイル（南口）」又は

りんかい線（埼京線乗入）「天王洲アイル（A出口）」から徒歩15分



所在地 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局 横浜支局

住 所：神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7

TEL：0570-045259

(IP・海外から：045-769-1729)

管 轄：神奈川県

アクセス：JR京浜東北線・根岸線 新杉田
駅から横浜交通開発バス 61 系統で「出入国
在留管理局前」下車（約 15 分）



東京出入国在留管理局 横浜支局

川崎出張所

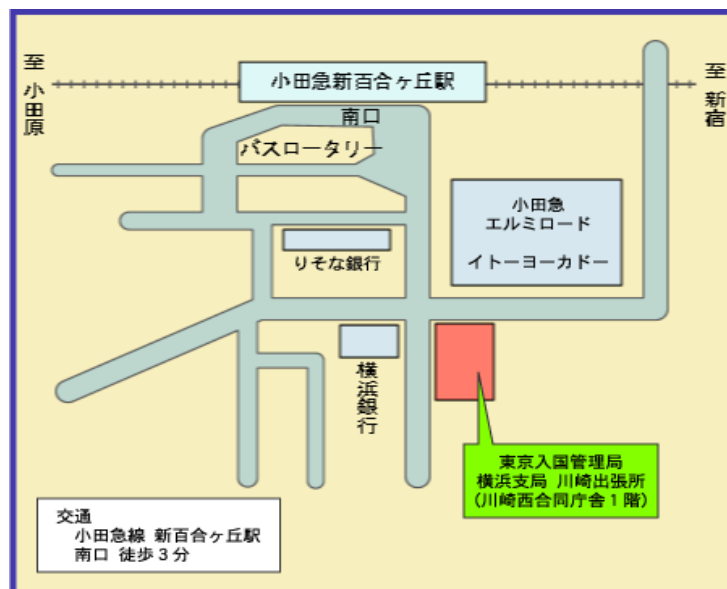
住 所：神奈川県川崎市麻生区上麻生

1-3-14 川崎西合同庁舎

TEL：044-965-0012

管 轄：神奈川県、東京都町田市、狛江市、
多摩市、稲城市

アクセス：小田急線 新百合ヶ丘駅から徒
歩 3 分



東京出入国在留管理局 さいたま出張所

住所：埼玉県さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第 2 法務総合庁舎 1F

TEL：048-851-9671

管轄：埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県

東京出入国在留管理局 千葉出張所

住所：千葉県千葉市中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティセンター内

TEL：043-242-6597

管轄：千葉県、茨城県

4. 国際交流年間行事について

A)外国人留学生 文化交流活動

各学部のアドバイザー・チューターがそれぞれの特色を活かした交流活動（懇親会）を開催することがあります。留学生が各学部のアドバイザーやチューターと交流を持つことは、学生生活を円滑に行っていくうえでとても大切です。開催告知を受けたら積極的に参加して親睦を深めてください。所属学部の活動案内がないという場合は、進んでチューターに確認してみましょう。国際センターでは、学部独自の文化交流活動に参加する留学生の皆さんへ一定の経費を補助しています。

B)文化研修など

留学の第一の目的は学業ですが、同時に、留学先の文化や人々に触れ、その国の人々と理解し合うことも大変重要なことです。大学の友人だけでなく、地域の人々との交流にも積極的に参加しましょう。本学には、学外の国際交流団体から多くの案内が送られてきます。学生ポータルや掲示板でお知らせしますので、興味のある方はぜひ内容を確認してください。

5. 学業について

学生の本分は学業です。しっかりした授業の履修計画を立て、単位が修得できるよう、積極的に授業に参加し、主体的に学ぶ姿勢をもって臨んでください。

在学中に在留期間更新許可申請などの在留手続を出入国在留管理局で行う際、大学の出欠席率や成績も在留手続の審査対象となることを理解しておいてください。成績不良、履修単位不足、学費未納等の事由がある場合、在留期間更新許可申請が認められず、一度母国へ帰国しなければならない場合もありますので、十分注意してください。

ここでは、主に学部生向けに、学業面での制度について説明します。各学部・学科／研究科で配布される各種案内も熟読したうえで、学業に励んでください。

A) 履修登録

履修登録は、学期の初めの所定の期間内に、皆さんが履修を希望する授業科目を大学に登録する重要な手続きです。『授業要覧（履修ガイド）』・『講義内容』・『授業時間割表』などをよく読み、登録もれ・登録間違いがないように十分注意して手続きを行ってください。後期の履修登録期間、スケジュールは「学生ポータル」で確認ができます。

外国人留学生も一般学生と同じ履修方法ですが、外国語科目については一般学生とは履修方法が異なりますので『授業要覧（履修ガイド）』をよく確認しましょう。

履修登録は正確に行う必要があります。履修登録をしていない科目の授業を受けることはできず、その科目の単位は修得できません。必ず履修登録期間に学生ポータルから「履修登録リスト」を印刷し、履修登録が正しく行われていることを確認してください。

また、履修登録および履修登録結果の確認は、各自の責任において行ってください。なお、履修についてわからないことは必ず所属キャンパスの担当窓口〈学務部教務課・専門職大学院教務課（青山キャンパス）／相模原事務部学務課（相模原キャンパス）〉で相談してください。また、相談したいことがある場合、学部生はアドバイザーやチューターにも積極的に相談し、無理のない履修を心がけましょう。

尚、大学院、専門職大学院の履修登録スケジュールや方法は、学生ポータルや授業要覧、上記の所属キャンパス担当窓口からの案内にて確認してください。

B) 試験

試験は日常の学習成果を問うものですから、厳正な態度で臨まなければなりません。『授業要覧(履修ガイド)』の試験・レポートの項をよく読むとともに、「学生ポータル」による伝達情報を見誤らないよう注意してください（情報は変更される場合があるので、随時確認してください）。

また、受験時には必ず学生証を携行しなければなりません。試験当日、学生証を忘れてしまった場合は、学務部教務課・専門職大学院教務課（青山キャンパス）／学務課（相模原キャンパス）で「学生カード」の交付を受けてから受験してください。

試験には以下の種類があります。また、このほかレポートの提出によるものもあります。

(1) 定期試験……前期末・後期末の試験期間中に行う試験

前期定期試験： 7月下旬～8月上旬

後期定期試験： 1月下旬～2月上旬

(2) 平常試験……定期試験期間以外の平常の授業時間に行う試験

(3) 追 試 験……定期試験を病気その他やむを得ぬ理由により受験できなかった学生に対して行われる試験。この試験を受けるためには、授業科目開講キャンパスごとの担当窓口〈学務部教務課・専門職大学院教務課（青山キャンパス）／学務課（相模原キャンパス）〉での手続きが必要です。

不正行為について

試験において不正行為を行った場合、青山学院大学定期試験における不正行為者の懲戒処分に関する細則第8条により学則に基づく懲戒処分（訓告、停学、退学）のほか不正行為を行った授業科目を含む数科目または全授業科目の履修届が無効となります。不正行為者の処分内容は学内に掲示され、本人および保護者等へ通知されます。結果として留年に結びつくことが多く、学生として大変不名誉なことです。絶対にしないでください。

C) レポート

レポートの情報は、授業教室・Course Power 等担当者より発表するか、場合によって「学生ポータル」で発表します。テーマ、枚数、提出方法など、すべて担当者の指示に従ってください。

D) 学業成績

学業成績は、授業科目ごとに行う試験（筆記試験、レポート、論文、口述試験、実技テスト、その他授業担当教員の指定する方法）によって評価されます。

本学の成績は 100 点法によって評価されます。60 点以上が合格とされ、所定の単位が与えられます。成績証明書および成績通知書には AA、A、B、C の表記が用いられます。ただし「情報スキル I」および指定の海外研修等については、所定の単位が与えられた場合、成績証明書には「RR」、成績通知書には「合格」と表示されます。

実点数範囲	学生への成績通知	成績証明書の記載
100～90	AA	AA
89～80	A	A
79～70	B	B
69～60	C	C
59 以下または不合格	XX	表示せず
欠席等評価不能 ※	X	表示せず
「情報スキル I」、 海外研修等による単位修得	合格	RR

※試験未受験、レポート未提出、出席不良等で評価不能であることを表します。

前期科目の成績は 9 月中旬、後期および通年科目の成績は翌年 3 月中旬に学生ポータルメニュー「成績通知書」にてお知らせしますが、学外 PC から閲覧する場合は、あらかじめ学内で Secure Matrix パスワードの登録を済ませておいてください（詳細は、学生ポータルメニュー「学外から成績通知書を閲覧する手順」を参照）。学部生の当該学期の成績は 9 月中旬・3 月中旬に国内の保護者等宛に郵送されます。

注意事項：

1. 進級条件を満たすことができず留年した場合、奨学金の申請ができなくなりますので十分注意してください。
2. 留学生在が留年すると、在留期間更新許可申請の際に提出する書類が増えたり、在留期間更新許可が下りるまでにかかなりの時間を要することがあるほか、最悪の場合は「留学」の目的を果たしていないと判断され、在留期間更新許可が認められず、休学や退学せざるを得なくなる場合もあります。留年することのないよう、普段からしっかり学業に励んでください。
近年「情報スキルⅠ」を修得し損ない、留年になるケースが増えています。当該科目は必須科目です。1年生のうちに終わらせるように計画的に履修してください。また、「情報スキルⅠ」の合格履歴は年度をまたいで持ち越すことはできません。合格できず、翌年度も履修する場合、スキルチェックは始めから受検し直す必要があります。

GPA(Grade Point Average)

GPA (Grade Point Average) とは、学生の履修登録科目の1単位あたりの評点平均値を指します。これは、欧米で広く用いられている世界標準的な成績評価方法で、本学では各種奨学金の候補者選出、学位授与式の総代選出、本学大学院進学などの際に活用されています。

履修した科目には AA、A、B、C、XX、X などの成績があたえられます。これらの評価を数値化して1単位ごとの平均を算出したものが GPA です。ただし、修得単位が基準単位を満たしていない場合は、GPA が算出されず、GPA 順位付けの対象外となります。

基準単位 = 卒業要件単位の合計 ÷ (最短修業年限) × 学年を四捨五入

本学では、各評価に与えられる評点は次のとおりです。

《GPA 算出対象評価》

本学評価	評点
AA	4.0
A	3.0
B	2.0
C	1.0
XX (不合格)	0.0
X (欠席等評価不能)	0.0

前述の評点を次の計算式に当てはめて GPA を算出します。

$$GPA = \frac{(AA \text{ の単位数} \times 4 + A \text{ の単位数} \times 3 + B \text{ の単位数} \times 2 + C \text{ の単位数} \times 1)}{(AA \text{ の単位数} + A \text{ の単位数} + B \text{ の単位数} + C \text{ の単位数} + XX \text{ の単位数} + X \text{ の単位数})}$$

- ※ 理工・社会情報学部は、教職課程科目を GPA 算出の対象外とします。
- ※ 「情報スキルⅠ」や指定の海外研修等は、GPA 算出の対象外とします。
- ※ 履修取消した科目は、GPA 算出の対象外とします。

E) レポート・論文執筆の支援相談（アカデミックライティングセンター）

アカデミックライティングセンターでは、専門的な研修を受けたチューター（大学院生）が、学生一人一人の論文・レポート執筆について個別の支援・相談に応じてくれます。日本語と英語のいずれの文章にも対応します。また、留学生を含めた本学学生が利用対象です。

（青山キャンパス）18号館2階

（相模原キャンパス）万代記念図書館2階

詳細はこちら <https://www.agulin.aoyama.ac.jp/writingcenter/>

F) 学修支援の相談（障がい学生支援センター）

障がい学生支援センターは、障がいや長期にわたる病気、ケガが理由で修学上支援が必要な学生の窓口です。支援が必要な学生が、障がいのない学生と同等の教育・研究の機会を得ることができるよう、入学前から在学期間中、就職・社会参加への移行まで、関係各部署や組織・機関と連携し、総合的な支援を目指していきます。

障がい学生支援センターの利用を希望する留学生の皆さんは、まずは国際センターにご相談ください。

詳細はこちら https://www.aoyama.ac.jp/life/disabilities_supportcenter/about/

6. 休学・復学・退学について

やむを得ない理由で休学・退学を願い出るときは、学務部教務課・専門職大学院教務課（青山キャンパス）／学務課（相模原キャンパス）に申し出てください。窓口にて大学所定の願い出用紙を受け取り、手続きについての説明を必ず受けてください。留学生が休学、復学、退学をする場合に必要な在留手続などについては、国際センターで説明しますので、必ず国際センターにも、休学や復学・退学を検討していることをあらかじめ知らせてください。

留学生が休学した場合、在留資格「留学」のまま日本での在留を続けることはできません。

7. 学生生活について

A) 学生ポータル

「学生ポータル」とは、大学が学生のみなさんに向けて、掲示板による情報伝達に加え、迅速、快適、

確実に情報を取得できる Web による情報提供サービスです。PC と携帯電話／スマートフォンによる利用ができます。Web 利用環境があれば、場所・時間に制約されず、学外から内容を確認することもできます。ただし、情報量には限りがありますので、併せて学内の各掲示板も確認してください。

特に、学生ポータルには、大学からの緊急連絡や学業、奨学金など、みなさんにとって重要な情報が含まれていますので、毎日確認するようにしてください。年度初頭に開催される「IT 講習会・PC オリエンテーション」や配付書類「学生ポータル利用案内」にて、学内の PC 環境のログイン方法等の説明があります。必ず参加してください。

<学生ポータルサイト画面 (参考)>

登録番号	曜日時間	科目名	単位	教員名
35051	[相模原] 月/3 (前期)	地域と家族・子育て	2	菅野 幸恵
35064	[相模原] 月/4 (前期)	子どもの心理学的理解	2	菅野 幸恵
35074	[相模原] 月/4 (後期)	コミュニケーション人間科学特論Q	2	輪島 達郎
35077	[相模原] 月/5 (後期)	女性キャリア教育論	2	西島 央
24126	[青山] 月曜(後期)	英語論Ⅱ	2	東 律一
###	[相模原] 火/1 (前期)	英語コミュニケーションV	1	CULLIGAN, Brent A.
35140	[相模原] 火/3 (前期)	女性活動支援理論	2	本庄 陽子
35166	[相模原] 火/4 (前期)	コミュニケーション人間科学特論D	2	小林 瑞乃
23428	[青山] 火曜(後期)	知的財産法	2	今村 哲也
35196	[相模原] 水/1 (前期)	地域社会調査法入門 (質的調査Ⅰ)	2	杉田 穂子
35230	[相模原] 水/2 (前期)	女性と政治参加	2	梅垣 千尋
35295	[相模原] 木/3 (前期)	地域経済社会論	2	秋富 創
35320	[相模原] 木/4 (前期)	専門選読Ⅰ	2	西島 央
35326	[相模原] 木/4 (後期)	専門選読Ⅱ	2	西島 央
###	[相模原] 金/3 (前期)	キャリア支援Ⅱ	2	吉岡 康子
###	[相模原] 金/3 (後期)	英語特論Ⅴ	1	梅垣 千尋
35418	[相模原] 金/4 (前期)	コミュニケーション人間科学特論H	2	吉賀 善章
35413	[相模原] 金/4 (後期)	コミュニケーション情報社会特論	2	大谷 康晴
35426	[相模原] 金/5 (後期)	コミュニケーション情報社会特論	2	石川 賢一
###	[相模原] 不定(集中)	地域実習H2	1	可児 光生
###	[相模原] 不定(後期)	情報スキルⅠ	2	内野 文典

また、以下の URL に概要が示されていますので、参考として確認してください。なお、システムの改善のために、使用方法などが変更となる場合があります。

学生ポータルサイト概要 <https://www.aoyama.ac.jp/life/health/portal.html>

B) 学費の納付

学費は原則、口座振替方式(自動引き落とし)で納付していただきます。納付は「年間一括」または「分割(前期・後期)」を選択できます。学費の引き落としは、2024年度は年間一括/前期学費(在学生のみ)は6月6日(木)、後期学費は11月25日(月)を予定しています。事前に振替口座の登録を行い、口座振替日前日までに所定学費を入金しておいてください。口座登録の方法については、別途経理課より案内いたします。(登録する口座は日本国内の銀行口座に限ります。) 所定期日までに学費が納付されない場合は、学則第51条により、試験の受験資格を失うばかりか、学則第34条により「除籍」となりますので注意してください。また、その場合は大学から文部科学省および法務省出入国在留管理局へ「学費未納のため除籍」と報告することが義務付けられており、今後の日本への入国ビザ取得に支障が出る可能性があります。

学費の納付証明書

その年度に本学に収めた学費を証明する証明書です。必要な場合は学費・奨学金課（青山キャンパス）／学生生活課（相模原キャンパス）にて「学費関係証明書交付願」に記入し、申請をしてください。

* 通常、申請から 1 週間程度かかります。窓口での受け取りを希望している場合は、準備ができましたら、ポータルにて連絡をいたします。

* 年末、年度末は証明書の発行依頼が大変混み合います。必要な時期に間に合うよう、早めに申請をしてください。

学費の延納

経済的に修学が困難または特別な事情で延納を希望する学生は、学費・奨学金課(青山キャンパス)／学生生活課（相模原キャンパス）に指定期日までに、所定の「学費延納願」にて許可を得てください。約 1 ヶ月程度の延納ができます。受付期間は学生ポータルで確認してください。

C) 奨学金制度

外国人留学生を対象とした学内外の各種奨学金があります。応募資格・条件等は、奨学金により異なりますので、必ずよく確認のうえ申請してください。

国際センターで扱う奨学金

2023 年度参考

奨学金名	対象者	受給額・受給期間	概要	お問い合わせ窓口 (申請時期・方法)
文部科学省 外国人留学生 学習奨励費	全学部 全研究科 全学年	月額 48,000 円 12 ヶ月 (2022.4~2023.3)	文部科学省が日本の教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援する制度です。 【主な条件】 ・在留資格「留学」を有していること ・JASSO 成績評価係数が 2.30 以上であること（ <u>本学の G.P.A.とは異なります</u> ） ・仕送り（学費を除く）が平均月額 90,000 円以下であること ・併給制限のある奨学金等を受給している者でないこと ・在日している扶養者がいる場合、その年収が 500 万円未満であること ・機構の海外留学支援制度による支援を受けている者ではないこと ・学習奨励費受給後、日本学生支援機構が在籍大学等を通じて行う進路状況調査に協力できる者であること	青山所属学生 ⇒国際センター 相模原所属学生 ⇒学生生活課 年度初頭オリエンテーションと学生ポータルでお知らせします。指定期日までに『外国人留学生学習奨励費申請票』を提出してください。

産学合同 外国人留学生 グローバル 奨学金	全学部 全研究科 全学年	年額 30 万円 (条件を満たす 学部 2~4 年生に限り 年額 50 万円) ※ただし、年度の予算 を超過する場合には受 給者 1 人あたりの給付 額を一律に減額して支 給することがあります	本学の学部生で、学業成績、人物とも 優秀な者とする。 【主な条件】 ・在留資格「留学」を有していること ・定められた成績を満たしていること 詳細は 9 月中旬 (4 月入学者向け) と 4 月下旬 (9 月入学者向け) に国際セ ンターが主催する説明会でお知らせし ます。(ビデオ配信の可能性もありま す) (説明会の日程は学生ポータルでお知 らせします。)	国際センター 国際センターが開催す る説明会に出席し、詳 細を確認のうえ応募方 法に従って指定期日ま でに申請してくださ い。
経済困窮者支援 奨学金	全学部 全研究科 全学年	条件を満たす学生に支 給。支給額は条件によ り異なります。	入学後に生じた家計急変や災害被害に あった学生の支援を目的とする。	国際センター 詳細は学生ポータルで 確認してください。

学費・奨学金課 (青山キャンパス) / 学生生活課 (相模原キャンパス) で扱う奨学金

【民間育英団体】

民間育英団体 (奨学財団等) が各々の趣旨・目的をもって設立している奨学金があります。奨学金には、大学を通して応募するもの、個人で応募するもの等があり、募集依頼が大学に来た時点で随時学生ポータルメニューの「学費・奨学金」に掲載されます。応募資格をよく確認し、奨学財団が主催する各種イベントに参加することを前提に、決められた申請期日までに申請してください。

大学推薦で応募する団体については、事前に登録した方の中から推薦者を選出します。前期・後期の年 2 回登録期間を設けますので、学生ポータルでの案内を確認するようにしてください。

※学内推薦者に選ばれても、奨学団体で選考の結果、不採用になることがあります。

その他外部の奨学金を受給する場合

学費・奨学金課に報告する必要があります。

D) 兵役休学者学費免除制度

本学に在学する外国人留学生について、その国籍を有する母国において兵役に就くことを理由に休学する場合に、学費を免除する制度です。

※青山キャンパス所属学生については、年度内に開催する説明会で確認してください。日程については学生ポータルにて確認してください。

※相模原キャンパス所属学生については個別に対応しますので、相模原キャンパス国際センターまでお早めにご相談ください。

(1) 免除対象学費

授業料、施設設備料、教育活動料、在籍基本料とします。また、本制度の適用者に対しては、学費以外の諸会費について、当該諸会費を徴収する各団体等の了解を得て、学費に準じて納入を免除することができます。

(2) 適用資格

- ① 学部または研究科の正規課程に在籍し、在留資格「留学」を有する者
- ② その国籍を有する母国において徴兵されて兵役に就くこと
- ③ 勉学意欲が強く、学業継続の意志があること

ただし、以下の各号のいずれかに該当する者は、本制度の適用対象から除外します。

- ① 出席日数が著しく不足し、学業継続の意志が無いと認められる者
- ② 学業成績が不振で、成業の見込みが無いと認められる者
- ③ 懲戒処分を受けた者

(3) 申請方法

所属キャンパス国際センターに所定の申請用紙に兵役に就くことを証明する文書を添えて提出します。期日までに申請がない場合には免除が受けられませんので注意してください。

(4) 申請時期

休学予定開始年度の約3～4か月前まで ※詳細は学生ポータルへ案内します。
【参考】兵役予定者の申請期日：休学開始前年度の1月上旬

(5) 適用回数及び期間

本制度の適用は、本学在学中において1回限りとします。また、本制度の適用期間は、これを申請する外国人留学生が希望する期間とします。ただし、連続した2年間を上限とします。

8. 住居について

留学生の多くは民間の賃貸物件に住んでいます。大学は賃貸物件の斡旋はしていませんが、青山学院購買会不動産チームで比較的安価な物件を紹介しています。また、国際センターでも、地方自治体、各種団体等の外国人留学生向け宿舎の募集案内を掲示しています。各自学生ポータルや掲示板を確認してください。

【青山学院大学購買会不動産チーム】

場所：青山キャンパス 1号館1階／相模原キャンパス G棟1階

営業時間：10：00～17：00 ※土・日・祝日を除く

問い合わせ：TEL 03-3409-0378／E-mail：room@ivyco.jp

URL：<https://www.aoyama-sumai.net/>

A) 民間の賃貸物件（マンション／アパート）

住まい探しは、不動産仲介業者を通して行うのが一般的です。家賃は、大都市と地方の差が大きく、建物の築年数、部屋の広さ、設備、交通の便などによっても金額に違いがあります。部屋を借りる際、敷金、礼金といった日本独特の習慣がありますので、住居の契約に必要なになりそうな用語は、理解できるように準備しておいてください。また、日本国内の保証人を必要とすることがほとんどですが、これについては「(3) 入居の際の注意事項」を参照してください。住居の契約は、賃貸借契約の内容を十分理解したうえで行ってください。

(1) 部屋探しの際に出てくる不動産用語

敷金（しききん）

家賃滞納や部屋の損傷に対する保証金のこと。退去する時、部屋の修理代等を差し引いた残りの分は返金されることが多いです。金額は一般的に部屋代の1～2ヶ月分くらいですが、敷金がない物件もあります。敷金がない場合、退去時にかかる費用を実費で負担することもあります。

礼金（れいきん）

契約の時、家主に支払う一時金のこと。金額は通常家賃の1～2ヶ月分くらいです。引っ越しをしても返金されません。礼金がない物件もあります。

仲介手数料（ちゅうかいてすうりょう）

不動産会社を介して部屋を借りるとき、不動産会社に支払う手数料。

(2) 初期費用例

初期費用例：家賃 65,000 円の賃貸物件の場合

家賃 2ヶ月分	130,000 円
敷金（家賃 1ヶ月分の場合）※	65,000 円
礼金（家賃 1ヶ月分の場合）※	65,000 円
仲介手数料（家賃 1ヶ月分の場合）※	65,000 円（税別）
火災保険料（2年間）	20,000 円
合計	345,000 円

※敷金、礼金は物件により異なります。仲介手数料は、利用する仲介業者により異なります。

(3) 入居の際の注意事項

日本で部屋を借りるときには、「連帯保証人（以下保証人）」が必要です。日本国籍を持つ親戚や知人で一定収入のある人をお願いするのが一般的ですが、自分で見つけることができない場合は、不動産業者が民間の保証会社を紹介してくれることもあります（家賃債務保証制度※有料）。また、最近は保証人を求められず、民間の保証会社と契約をした上で、「緊急連絡先」を求められることが増えています。緊急連絡先として依頼出来る方がいない場合には国際センターにご相談ください。

家賃の支払いは月払い前納が多いです。家賃滞納を繰り返すと、退去を命じられ、今後外国人留学生には部屋を貸さないといったことにもつながり、後輩の留学生にも不利益を及ぼすことになります。毎月決められた日までにきちんと支払うよう、心がけてください。

自分の名義で借りた部屋に自分以外の人と一緒に住む場合には、事前に貸主の了承が必要です。了承を得ずに居住していた場合、違約金を課せられる場合がありますので注意してください。自分が友人の借りた部屋に住む場合も同様です。(自分以外の人(家族、親せき、友人など)を長期にわたり宿泊させる場合も、事前に貸主に許可をもらってください。)また、自分が契約する物件を、所定の手続きをしないまま、自分以外の人に引き継ぐこともできません。事前に貸主に相談してください。

近年、敷金・礼金不要の賃貸物件のトラブルが多く報告されています(家賃の支払いが1日遅れると鍵を交換される、退去時に多額のクリーニング代を請求される等)。また、台所の油污れが問題になることが多いようです。調理の際は必ず換気扇を回す、台所のシンクに油は流さない、調理して壁や調理台に油の飛沫が飛び散った場合はすぐにふき取っておくなど、普段から清潔な状態を保つ習慣をつけておくとよいでしょう。

住居の契約の際は賃貸借契約書をよく読み、退去時に支払わなければならない費用があるか等、疑問に思ったことは必ずサインをする前に確認するようにしてください。

B) 大学の宿舎について

学生寮

学生の経済的負担の軽減と寮生相互の人間形成を目的とした男女共用寮です。

学生寮(相模原)	
所在地	神奈川県相模原市中央区淵野辺 5-10-3 相模原キャンパス隣接
電話	042-759-6024
URL	http://www.aoyama.ac.jp/life/health/dormitory/dormitory_sagamihara.html
寮費 (月額)	30,000円 + 管理費 15,000円(光熱水費込) ※その他、入寮費 30,000円(更新料 30,000円)、食費月額 17,600円(税込)

C) 外部団体の宿舎について

留学生向けに学外団体等が運営する宿舎があります。入居者募集の有無や、賃料については、各自問い合わせてください。

東京都太田記念館(東京都杉並区) http://www.otakinen.com
アジア文化会館(東京都文京区) http://www.abk.or.jp/
東京国際交流館(東京都江東区) 大学院生のみ。問合せは国際センターまで。 https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/residence/bosyu/index.html

9. 医療・健康について

留学中の健康管理は非常に重要です。病気になったり、ケガをしたりした場合に備えて、大学や住居地の近隣にある病院などの医療機関について、事前に調べておくといよいでしょう。

また、本学では病気の早期発見・予防のために、毎年全学生に定期健康診断の受診を義務付けています。実施は毎年春に期間を定めて無料で行っています。必ず受診してください。指定の期間内に受診できなかった場合は、指定の医療機関で、有料で受診することになります。

※ 健康診断証明書：奨学金、体育集中コース、教育実習、就職活動、留学、アルバイト等で必要になりますが、定期健康診断を受診していない場合は発行できません。

※ 大学の保健管理センターでも各種医療機関の紹介を行っています。

青山キャンパス 保健管理センター（7号館1階）： 03-3409-7896

相模原キャンパス 保健管理センター（H棟1階）： 042-759-6011

A) 国民健康保険制度

日本に3か月以上在留する留学生は、国民健康保険（国保：こくほ）に加入することが義務づけられていますので必ず加入してください。この保険制度に加入することにより、「国民健康保険被保険者証（通称：保険証）」が交付され、病院等で診療を受ける際に提示することで、保険診療対象医療費の70%が免除されます。なお、「国民健康保険被保険者証」は、パスポートや在留カードと同様、非常に大切な身分証明書です。失くさないように、大切に保管してください。

※ 在留資格変更・在留期間更新の際、出入国在留管理局で保険証の提示が必要です。

※ 家族などが日本の会社員等で、その被扶養者として共済組合や社会健康保険等に加入している場合は、新たに国民健康保険に加入する必要はありません。

(1) 申請窓口 住居地を管轄する市区町村役場の国民健康保険窓口

(2) 必要なもの

- ① 在留カード
- ② 学生証
- ③ 保険料（市区町村により異なる）
- ④ 印鑑（ある場合）

(3) 注意事項

- ① この保険が適用されるのは、加入者本人のみです。家族同伴の場合は、家族の加入手続きも行ってください。
- ② 転居した際は、転居手続きと共に市区町村役場で国民健康保険の変更手続きを行ってください。
- ③ 国民健康保険は、健康診断、美容整形、歯列矯正、視力矯正（レーシック）、正常な分娩、交通事故、仕事中（アルバイトも含む）の怪我や病気などには適用されません。

(4) 医療機関での費用負担方法

- ① 受診前に、健康保険を取り扱う医療機関であることを確認する。
- ② 診断を受ける際、受付で「国民健康保険被保険者証」を提示する。
- ③ 医療費の3割に当たる金額を支払う（7割が保険で免除される）。

(5) 保険料

加入にあたっては月々の保険料が必要ですが、留学生など、所得が一定額未満であると認められた場合には保険料の減額制度が適用されます。通常、奨学金は所得とはみなされませんが、アルバイト、仕送り、その他の収入がある場合は、それが所得にあたるかどうか、申請の際に担当窓口で相談してください。また、保険料は居住する市区町村により異なるため、転居により保険料が変わる場合があります。

(6) 在留期限との連動

自治体によっては、在留期限を更新しても、国民健康保険は無効とする場合があります。居住する市区町村役場の窓口で確認のうえ、必要に応じて国民健康保険の更新手続きを行ってください。

B) 外国語の通じる病院の紹介サービス

いざという時のために、母国語で受診できる病院を調べておく心安心です。東京都内の外国語の通じる病院、医師を紹介してくれます。

東京都医療機関案内サービス 「ひまわり」

指定した外国語に対応している医療機関を検索することができます。電話：03-5272-0303

PCサイト <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/>

携帯サイト <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/i/qq13immlt.asp>

C) 救急車・消防車を呼ぶ

救急車・消防車を呼ぶ電話番号：119（全国共通）

大けがをしたり、激しい苦痛を伴う病気になったりした場合は、救急車で病院に運んでもらい、速やかに治療してもらう必要があります。電話の際は、「救急です」と伝え、落ち着いたうえで、落ち着いて病人やけが人のいる場所、状況を正確に伝えます。また、火災の際も、119番で消防車を呼ぶことができます。

D) 夜間・休日の救急医療サービス

日本では、日曜日や祝日、診療時間後の夜間には診察を行っていない病院がほとんどです。休日や夜間などに病院を受診したい場合、以下で近隣の受診可能な病院等を教えてもらうことができます。

◆消防テレホンサービス(東京消防庁)

一般電話から：03-3212-2323 (東京 23 区) / 042-521-2323 (多摩地区)、携帯電話、PHS から：# 7119

- ◆横浜市救急医療情報センター TEL：# 7119 /045-232-7119
- ◆川崎市救急医療情報センター TEL：044-739-1919
- ◆相模原救急医療情報センター TEL：042-756-9000

E) 各種保険について

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

国内外において、大学の講義や実験、実習などの正課、各種大学行事、課外活動および通学中の不慮の事故等により身体に被る傷害（ケガ）に対する補償です。本学の学生は全員原則加入しています。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。詳細は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を確認してください。

(2) 傷害総合保険（任意）

交通事故にあった場合や、日常生活において他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりすることに対する賠償を補償するものです。加入希望者は、青山学院購買会 保険グループ（1号館1階 10：00～17：00 ※平日のみ）へ相談してください。

		個人賠償メインプラン
保険金額	死亡・後遺障害	105万円
	個人賠償責任	1億円
一時払保険料		2,280円（1年間）

※上記プランはあくまでも一例です。各々の必要に応じた内容での保険設計可能です。

10. 悩みの相談窓口

A) 学生相談センター（学内）

ストレスやメンタルな問題はもちろんのこと、自己の成長、学業や将来、人間関係等々、学生生活の中で起こるさまざまな問題について、臨床心理士の資格をもつカウンセラーが、一緒に解決の方法を見つけていくところです。必要に応じて、学生生活部や進路・就職センター（青山キャンパス）・学生生活課や進路・就職課（相模原キャンパス）、保健管理センター、外部相談機関などを紹介することも可能です。相談内容の秘密は守られますので安心して利用してください。

（青山キャンパス）7号館1階

(相模原キャンパス) H棟2階

詳細はこちら https://www.aoyama.ac.jp/life/counseling_center/

B) 東京都若者総合相談センター (若ナビα)

東京都の事業により、人間関係や、孤独や不安といったあらゆる相談に電話・メール・対面に対応しているサポートです。相談は無料で、月に1回英語・中国語・韓国語による相談も受け付けています。

<https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>

電話相談 03-3267-0808 (月曜から土曜まで 11:00~23:00 (受付は 22:30 まで)) ※年末年始を除く

メール相談 メール相談は利用者登録後、専用フォームより相談

LINE 相談 2020年6月より開始。LINE 相談は友達登録が必要。

東京都公式「相談ほっと LINE@東京」の若ナビαが入口です。

来所相談 完全予約制のためまずは上記電話またはメール・LINEにて相談のこと

C) 外国語による外国人相談窓口

東京都外国人相談 <https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/links/foreign.html>

東京都教育相談センターが実施する相談窓口で、都内に在住する外国人の方の日常生活に関する相談を受け付けています。

英語 : 月曜日～金曜日 (祝日は除く) 03-5320-7744

中国語 : 火曜日・金曜日 (祝日は除く) 03-5320-7766

ハングル : 水曜日 (祝日は除く) 03-5320-7700

(時間) 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

(場所) 都庁第1本庁舎3階都民の声課「外国人相談」 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

さがみはら国際交流ラウンジ

相模原市と協力し、相模原市に在住、在学する外国人の方の相談を受け付けています。

<https://www.sagamihara-international.jp>

言語によって対応曜日・時間が異なります (8言語: 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、カンボジア語、ベトナム語)

お問い合わせ: 042-750-4150

D) 日本アイラック サポートセンター

大学と日本アイラック株式会社が契約し、留学生の皆さんが日本滞在中に事故やトラブルが発生した

場合、対応方法を相談できる窓口を提供しています。対応言語は英語・中国語・日本語の3か国語です。
電話（24時間年中無休）・メール（24時間受付）
※詳細は別途配布物・学生ポータルをご確認ください。

11. 日本での就職活動について

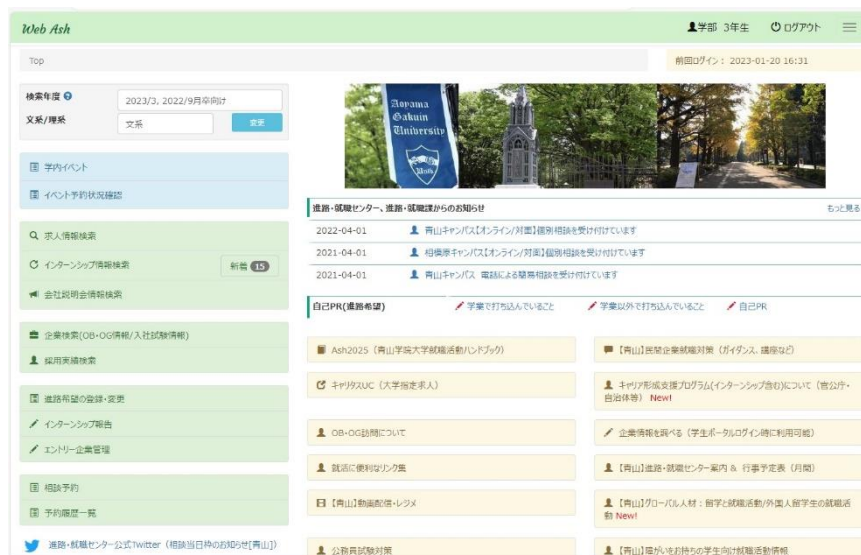
日本では、一般的に在学中に就職先を確定します。日本での就職を考えている場合、学内外で行われる就職ガイダンスやセミナーに積極的に参加し、早めに準備を進めましょう。進路・就職センター（青山キャンパス）／進路・就職課（相模原キャンパス）では、各種ガイダンスを行ったり、個別相談に応じたりしています。また企業等からの求人票やインターンシップの情報を取りまとめしています。進路・就職関連の行事等のお知らせは、進路・就職センター／進路・就職課、国際センターの掲示板、学生ポータル、Web Ash（進路就職支援システム）、Email等で行います。

3年進級時に青学オリジナルの就活手帳（Ash）を配布しますので、活用しましょう。その他、就職活動の経験のある先輩から話を聞くことも、就職活動を進める上での参考になるでしょう。

日本での就職が決まった際は、就労できる在留資格への変更が必要になります。例年12月から在留資格変更許可申請をすることができます。必要書類等については、就職予定の企業等に確認してください。

<Web Ash> 学生ポータルや下記二次元バーコードよりログイン

本学の学生採用に積極的な企業の求人情報、インターンシップ情報、先輩による入社試験情報、進路・就職支援行事などを掲載しています。



Web Ash



二次元バーコードを読み取り
ログイン

A) 就職活動スケジュールについて

採用のスケジュールは各企業、団体ごとに異なりますので、興味のある企業のスケジュールはあらかじめチェックしておきましょう。以下はおおよその新卒採用就職活動のスケジュールです。学部生、大学院

生ともに、卒業する年度の前年春ごろから活動を始める人が多いようです。

		学部1・2年次		学部3年生・院1年生					学部4年生・院2年生		
				4・5月	6・7月	9～12月	1月	2月	3月	4～6月	7月
学内		キャリア・就職個別相談(随時、Web Ashより要予約) ※留学生個別相談会は事前予約制(月2～3回)									
		ガイダンス、キャリア支援講座		ガイダンス、就職活動準備講座(エントリーシート、適性検査対策)					就職活動支援講座(面接対策、求人紹介セミナー等)		
外部		外国人留学生インターンシップ(春・夏5日間)		(10月～) 学内企業研究会			(2月後半～)学内企業説明会				
		インターンシップフェア、インターンシップ ↑インターンシップ情報サイトオープン					就職フェア、会社説明会・セミナー ↑就職情報サイトオープン				
		自己分析、仕事・職種業界研究、 エントリーシート・履歴書・適性検査・面接対策、OBOG訪問					エントリーシート・履歴書 作成、提出 適性検査、 グループディスカッション、面接				

※2023年12月時点の情報であり、変更となる可能性もありますので、最新情報を確認してください。

B) 留学生の就職支援

以下の学外団体では、外国人留学生の就職を支援しています。

(独) 日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/ryugaku/after_study_j/index.html

外国人留学生向けのセミナー情報やガイドブックをウェブサイトに掲載しています。就職のガイドブックは、日本語のほか、英語、中国語、韓国語版もあり、ダウンロードできます。

外国人在留支援センター <https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

東京外国人雇用サービスセンター <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>

外国人向けの職業相談、職業紹介や事業主への外国人雇用の情報提供等を専門的に行う厚生労働省所管の公共職業安定機関です。求職登録をする際は、在留カードと学生証を持参してください。学内では月2～3回、留学生対応経験豊富な専門相談員が来校し、進路・就職センター（青山キャンパス）内で個別相談会をオンラインまたは対面の形式(選択可)で実施しています。

その他、外国人留学生に特化した民間の就職情報サイトや新卒人材紹介会社に登録して求人を探す方法もあります。

C) 就職活動を継続するための在留手続について

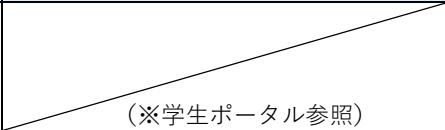
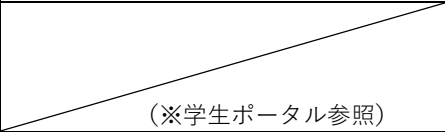
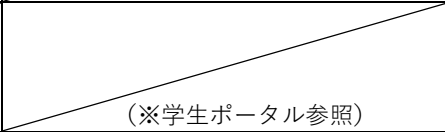
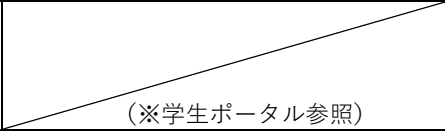
本学を卒業後、日本に留まって就職活動を継続したい場合、出入国在留管理局で在留資格「留学」から在留資格「特定活動（継続就職活動）」への変更をしなければなりません。在留資格「留学」のまま就職活動を続けることはできません。

ただし、在留資格「特定活動（継続就職活動）」への変更申請をするには大学の推薦状が必要となり、推薦状発行のための学内審査があるうえ、必ず変更が許可されるわけではないため、日本での就職を希望する方は日本独自の就職活動スケジュールを十分理解し、在学中に内定が得られるように最大限の努力をすることが大切です。

12. 大学からの伝達について

A) 掲示・公示

大学では、必要に応じて各種の通知や連絡を学生ポータル、掲示により行います。各自の責任において情報を見逃すことのないように注意してください。

掲示内容	キャンパス・掲示板名称（設置場所）	
	青山	相模原
全学生に対する公示・通達・注意事項・行事発表等基本的な重要事項	公示・一般掲示板 （正門脇）	 (※学生ポータル参照)
教学に関する事項	 (※学生ポータル参照)	 (※学生ポータル参照)
学生部長からの通達、学費・奨学金および学生生活関係事項、外部団体の催事関係案内	学生生活部掲示板 （17号館1～6階） （※学生ポータル参照）	 (※学生ポータル参照)
進路・就職に関する事項	進路・就職センター掲示板 （17号館2階）	進路・就職課掲示板 （B棟1階学生センター内）

B) 緊急時の伝達手段

災害（地震、台風、大雪）などにより、キャンパス周辺の交通機関が停止し、授業および定期試験等の実施に支障をきたすような事態が発生した場合、大学からの緊急伝達手段として、大学ホームページにて情報を提供します。緊急時には、原則として「学生ポータル」では情報提供されません。

C) 交通機関の運休による授業の取扱いについて

災害（地震、台風、大雪）、事故等により、通常利用している交通機関の運行が停止した場合の取扱いは次のとおりですが、いずれの場合も大学ホームページで確認してください。

- (1) 代替交通機関を利用して登校が可能と判断できた場合には、危険のない限り、極力登校するよう努めてください。
- (2) 代替交通機関の利用がかなわず登校できなかった場合には、学務部教務課・専門職大学院教務課（青山キャンパス）または学務課（相模原キャンパス）で「交通機関不通による授業欠席届」を受け取り、交通機関等が発行した証明書等を添えて授業担当者に提出して欠席分の学習補填の指示を受けてく

ださい。

- (3) 台風の接近等による被害が予想される場合には、休講等の特別措置がとられることがあります。
- (4) 大規模地震の発生が予想され「地震防災対策強化地域判定会」が招集された時点で休講措置がとられます。

13. 災害時、緊急時の対応について

A) 地震災害について

日本は地震の多発国です。いざという時のために普段から備えておきましょう。また、緊急時、母国の家族と連絡をとるために、SNS を利用したり、日本の親しい友人の連絡先を伝えておいたりしましょう。また、自宅には非常時の持ち出し用バッグを用意し、保存食品、飲料水、貴重品、衣料品、ラジオ、懐中電灯、常備薬などを入れておくといよいでしょう。

大学の構内にいる際に大きな地震が起こった際は、係員の指示に従ってください。また災害時の避難場所については、青山学院大学災害カード、学生生活情報アプリ「らいふいんあおやま」、教室内の掲示を参照してください。

地震が起こったら

- ① 身の安全の確保： テーブルや机の下にもぐり、身の安全を確保します
- ② 出口の確保： 窓やドアを開けて出口を確保します。
- ③ 火の元確認と初期消火： 火を使っている場合、揺れがおさまってから火の始末をする。火が出た場合は、落ち着いて初期消火をする。
- ④ ラジオやテレビで正確な情報を得る。
- ⑤ 電気とガスの安全確認： 避難が必要な場合は、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉め、戸締りをして避難する。外で揺れを感じたら、高い塀やブロック塀には近寄らないようにする。窓ガラスの多いビルの下も通らないようにすること。

【防災について】

日本は地震が多発する国です。日頃から防災に関する最新の情報を得て備えることが大切です。以下の防災館のウェブサイトでは、防災に関する動画を見ること、防災体験の申込をすることができます。少なくとも一度は防災体験に参加することをお勧めします。

<https://tokyo-bskan.jp/study/>



B) 盗難や遺失について

(1) 警察を呼ぶ電話番号： 110 （全国共通）

自宅などから物が盗まれたり、強盗にあたりしたら、すぐ警察に連絡します。また、大事なものを失くした場合は、近くの交番か警察署へ行き、「盗難届（とうなんとどけ）」や「遺失届（いしつとどけ）」を提出し、盗難や遺失を証明する書類を発行してもらいます。

(2) 銀行のキャッシュカードや通帳、クレジットカード、印鑑が盗難に遭った場合

すぐに銀行に連絡して、口座から現金を引き出せないようにしてもらいます。

(3) パスポートを失くした場合

パスポートを盗まれたり、失くしたりした場合は、警察で「盗難届」または「遺失届」を提出し、証明書を発行してもらいます。その後、証明書を持参して各国大使館または領事館へ行き、パスポートの再発行を申請してください。

なお、在留期限の更新許可申請時にはパスポートが必要ですが、再発行が間に合わない場合、大使館発行の再発行申請受付票と在留カードがあれば更新許可申請が可能もあります。詳細は直接出入国在留管理局に確認してください。

(4) 在留カードを失くした場合

最寄りの警察署で、在留カードを失くしたことを伝え、「遺失証明書」を入手してください。その証明書とパスポート、写真1枚を持参し、出入国在留管理局にて在留カードの再発行依頼をします。通常カードは即日発行してもらえます。在留資格更新などの諸手続きの予定があれば、カードの再発行後に行ってください。

在留カードは常に携帯しておく必要があるため、失くしたことが分ったら、速やかに手続きする必要があります。在留カードを再発行した場合は、速やかに国際センターへ報告をしてください。大学が新しい在留カードの情報を把握できないと、その後の在留手続きの際に支障が生じます。

【在留カードを再発行した場合の報告方法】 ※いずれか都合の良い方法で報告してください

①国際センター窓口に来室して報告…新しい在留カード、パスポート、学生証の3点を持参して報告してください。

②ウェブ報告…以下の URL から報告をしてください。

<https://business.form-mailer.jp/fms/3804508a118611>

(5) 学生証を失くした場合

学生証を紛失や盗難された場合は、所属キャンパスの学生生活課に再交付を願い出るとともに、悪用されることのないように最寄りの警察署または交番に「遺失届」を提出してください。

再交付手数料 2,000 円（学内券売機にて証紙を購入）

(6) 大学内で失くし物をした場合

遺失物等取り扱いに関しては、「青山学院大学遺失物取扱い内規」に基づいて処理されます。

学内での遺失物は、各キャンパスの遺失物センター（青山キャンパス：2号館1階、相模原キャンパス：N棟1階）に集められ保管されています。

14. 各問合せ先一覧

詳細は本冊子 P.5,6 を確認すること

在留期間の更新 在留資格の変更	国際センター
海外渡航	国際センター（Web 登録）
アルバイトの開始 アルバイト先の変更	国際センター
メールアドレスの変更 住所の変更 電話番号の変更	学生生活課・国際センター
学費関係書類送付先の変更 ※学部生のみ対象	学費・奨学金課（青山キャンパス） 学生生活課（相模原キャンパス）
学籍の異動 (休学・復学・退学)	国際センター 教務課・専門職大学院教務課（青山キャンパス） 学務課（相模原キャンパス）
進学先・就職先決定	国際センター 進路・就職センター（青山キャンパス） 進路・就職課（相模原キャンパス）
学生相談	学生相談センター（心の悩み） 障がい学生支援センター（学習支援）
履修登録、試験、成績、在籍 関係の証明書	教務課・専門職大学院教務課（青山キャンパス） 学務課（相模原キャンパス）